

志津川土地区画整理事業の換地処分に伴う  
町名地番変更に係る住所変更手続

# 案内書

このたび、志津川土地区画整理事業の換地処分に伴い、平成30年12月1日（土）から新しい町名と地番が誕生し、事業区域内にある皆様の住所等が変更されます。

つきましては、変更後に必要な手続について、皆様にお知らせするとともに、早く新しい住所に馴染んで頂くため、この案内書を作成しましたので、ご活用下さいますようお願い申し上げます。

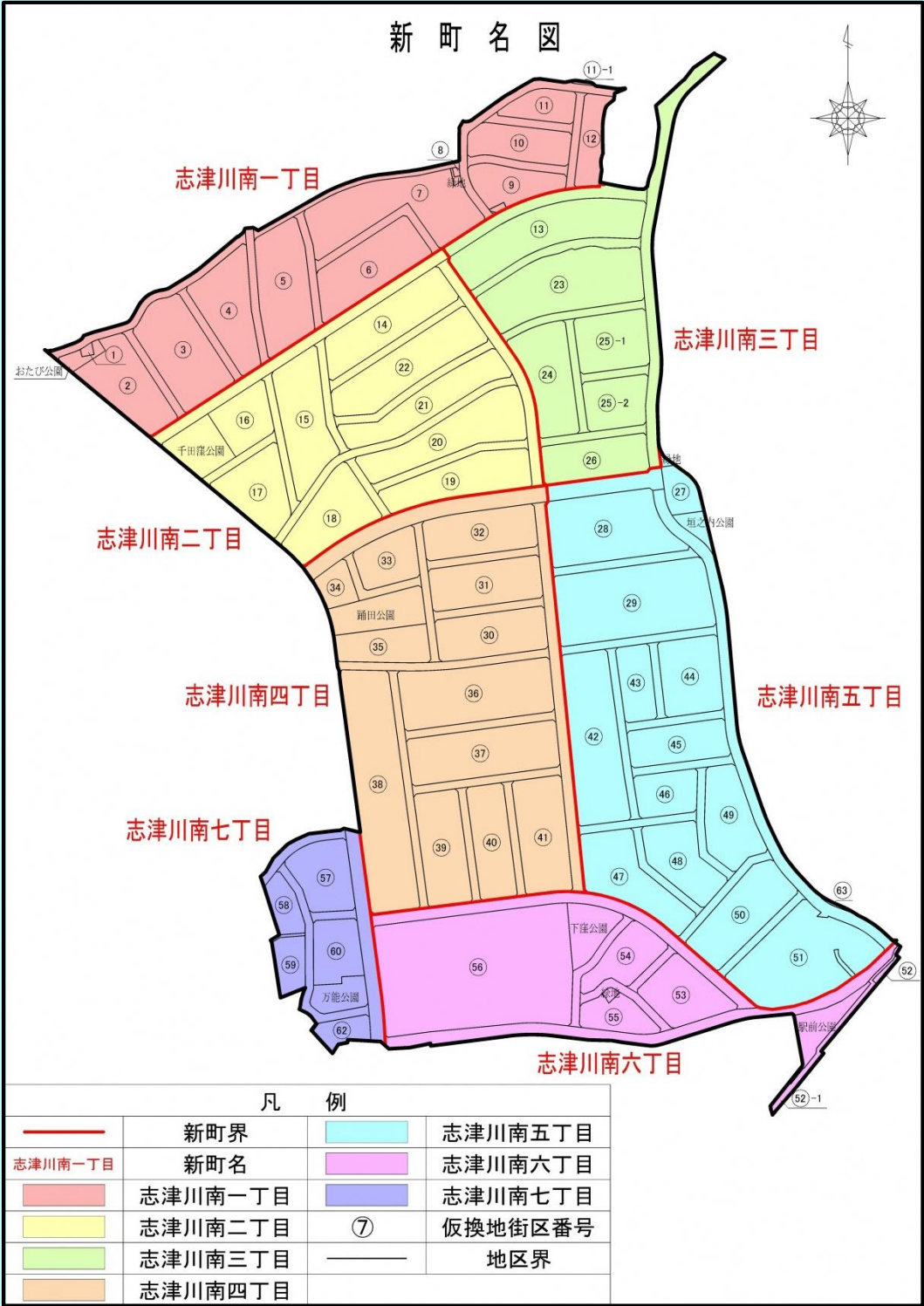
平成30年11月19日

東温市志津川土地区画整理組合

# 1. はじめに

志津川土地区画整理事業によって新たに「志津川南一丁目から志津川南七丁目」が誕生します。この区域は、道路、公園等の公共施設整備と併せ、宅地が再配置されていますので、新たな町界の設定とこれに伴う町名地番の変更により、住所も変更されることとなります。

なお、新しい町の区域と町名地番は、換地処分の公告の日の翌日（平成30年12月1日）から実施されます。



## 2. 住所等の表示の仕方について

### (1) 住所の表示

実施前 東温市志津川〇〇番地  
実施後 東温市志津川南△丁目□番地〇  
※アパート等の方書は変更ありません。

### (2) 本籍の表示

実施前 東温市志津川〇〇番地  
実施後 東温市志津川南△丁目□番地〇

### (3) 不動産の表示

#### ● 土地

実施前 東温市志津川字◇◇ 甲〇〇番〇  
実施後 東温市志津川南△丁目□番〇

#### ● 建物の所在

実施前 東温市志津川字◇◇ 甲〇〇番地〇  
実施後 東温市志津川南△丁目□番地〇

### (4) 郵便番号の表示

実施前 〒791-0204  
実施後 〒791-0206

(志津川南一丁目から志津川南七丁目まで、すべて同じ番号です。)

## 3. 住民票の住所の書き換えについて

住民票の住所は、市役所が換地処分の公告の日の翌日  
(平成30年12月1日)に、次のとおり書き換えます。

- ① 事業地区内にお住まいで、事業地区内の町名地番(所在)を住民票の現住所に設定されている方



お住まいの建物が建っている土地(仮換地や保留地)の新しい所在をもとに書き換えます。

※建物が複数の土地にまたがる場合は、建物が一番多くかかる土地の新しい所在を使います。

## 4. 本籍地の書き換えについて

本籍地は、市役所が換地処分の公告の日の翌日（平成30年12月1日）に書き換えます。本籍地を書き換え以外のところに設定されたい場合は、ご自身で転籍届が必要となります。

① 事業地区内にお住まいで、事業地区内の町名地番（所在）を本籍地に設定されている方



お住まいの建物が建っている土地（仮換地や保留地）の新しい所在をもとに書き換えます。

※建物が複数の土地にまたがる場合は、建物が一番多くかかる土地の新しい所在を使います。

② 本籍地を事業地区内に設定されているが、お住まいになられていない方



公図上の本籍地の位置に設定された土地（仮換地や保留地）の所在をもとに書き換えます。

③ 住民票の現住所を事業地区内に設定されているが、本籍地は事業地区外の町名地番に設定されている方



書き換えません。（事業地区外の本籍地のままです。）

## 5. 町名地番変更証明書の発行について

- 町名地番変更証明書（以下「証明書」と言います。）は、登記簿の登記名義人住所変更登記の申請や免許、許可、認可等の各種届出における住所変更申請に必要となる証明書です。
- 証明書は、「住所変更証明書」と「地番証明書」の2種類となります。
  - ・「住所変更証明書」は市民課より発行いたします。（無料）
  - ・「地番証明書」は都市整備課より発行いたします。（有料）
  - ・証明書の交付は、平成30年12月3日（月）から行います。
  - ・証明書の交付には、申請書の提出が必要です。また申請を受付後、証明書の発行準備が出来ましたら、別途ご連絡させていただきます。
  - ・上記申請書は、市役所の各担当課の窓口で交付できます。（窓口：午前8時30分から午後5時15分まで。土日、祝日及び年末年始を除く）

## 6. 日本郵便(株)の無料はがきについて

- 新しい住所や郵便番号をお知り合いやお取引先などにお知らせいただくため、日本郵便(株)から通信事務として配達される住所変更のお知らせはがきを、1世帯または1法人あたり最大50枚まで無料で交付できます。
- 交付を希望される方は、最寄りの郵便局までお問い合わせ下さい。  
(午前9時00分から午後5時00分まで。土曜日、日曜日および祝日を除く。)

## 7. 住所変更に伴う諸手続について

**住所変更で手続が必要となるのは、  
換地処分の公告の日の翌日（平成30年12月1日）以降です。**

換地処分に伴う住所変更で、行政が管理している登録住所や皆様がお持ちの証書なども新しい住所となります。市役所の公簿類（住民票、戸籍など）のように、市役所が職権で新しく書き換えるものもありますが、皆様がご自身で変更の手続をしていただくものもあります。

また、民間企業等との契約などは、手続が異なりますので、お手数ですが直接お問い合わせください。

- 住所変更の手続が「必要」なものとは「不要」なものがありますので、ご確認下さい。
- 次項の一覧表に記載以外の免許、許可、認可等についても、法律や条例等で住所変更の届出が定められているものは、ご自身で手続をしていただくこととなります。
- 手続の欄の「実施日」とは、換地処分の公告の日の翌日（平成30年12月1日）のことです。

◆**手順の必要ないもの（市役所で変更するもの）**

なにの (事項)	どうする (手順や対応)	どこで (問合せ先)
住民票	実施日以降速やかに市民課で新しい住所と本籍に変更します。 <b>特に手順は必要ありません。</b>	東温市役所1階 市民課 (089)964-4404
戸籍関係		
印鑑登録証明書		
保護台帳	実施日以降速やかに新住所への変更登録を行います。 <b>特に手順は必要ありません。</b>	東温市役所 1 階 社会福祉課 (089)964-4406
学齢簿	実施日以降速やかに学校教育課及び各学校が新住所へ変更します。 <b>特に手順は必要ありません。</b>	東温市役所4階 学校教育課 (089)964-4420
土地登記簿及び建物登記簿	都市整備課で登記申請し、松山地方法務局砦部出張所で表題部の所在地番、地目及び地積を変更します。 ※権利部の変更は行いません。 <b>特に手順は必要ありません。</b>	松山地方法務局 砦部出張所 (089)962-2140

◆**市役所から郵送するもの（市役所で変更するもの）**

なに (事項)	どうする (手順や対応)	どこで (問合せ先)
国民健康保険被保険者証	新しい住所の証を送付しますので、差替えをお願いします。 旧住所の証は個人情報に注意して破棄していただくか、市民課まで返却をお願いします。	東温市役所1階 市民課 (089)964-4471
国民健康保険限度額適用認定証		
後期高齢者医療被保険者証		
後期高齢者医療限度額適用認定証		
子ども医療費受給資格証	新しい住所の証を送付しますので、差替えをお願いします。 旧住所の証は個人情報に注意して廃棄していただくか、社会福祉課まで返却をお願いします。	東温市役所 1 階 社会福祉課 (089)964-4406
特別児童扶養手当証書		

なに (事項)	どうする (手続や対応)	どこで (問合せ先)
介護保険被保険者証	新しい住所の証を送付しますので、差替えをお願いします。旧住所の証は個人情報に注意して廃棄していただくか、長寿介護課まで返却をお願いします。	東温市役所 1 階 長寿介護課 (089)964-4408
介護保険負担割合証		
介護保険負担限度額認定証		
社会福祉法人等利用者負担軽減確認証		
訪問介護利用者負担額減額認定証		
住所変更証明書	実施日以降速やかに新しい住所を記載した「住所変更証明書」を1部お送りします。旧住所と新住所の証明になります。	東温市役所2階 都市整備課 (089)964-4412

#### ◆自分で住所変更の手続をしていただくもの（市役所関係）

住所変更が必要となる以下の事項については、お手数ですが市役所の担当窓口までお越しいただき、お手続下さい。

なに (事項)	どうする (手続や対応)	いつまでに (期 限)	どこで (問合せ先)
通知カード	住所の変更が必要です。所有しているカードと本人確認書類、印鑑を持参し、変更手続を行って下さい。	速やかに	東温市役所1階 市民課 (089)964-4404
マイナンバーカード			
住民基本台帳カード			
電子証明書 (公的個人認証)	マイナンバーカードをお持ちの方は住所変更の手続に合わせて署名用電子証明書の更新も行ってください。 ※お手続の際に暗証番号の入力が必要です。		
在留カード	住所の変更が必要です。所有しているカードを持参し、変更手続を行って下さい。		
特別永住者証明書			
外国人登録証明書			

なに (事項)	どうする (手続や対応)	いつまでに (期 限)	どこで (問合せ先)
旅券 (パスポート)	手続は不要です。お持ちの方は所持人記入欄の住所に二重線を引いて、変更後の住所に訂正して下さい。	期限なし	東温市役所1階 市民課 (089)964-4404
図書貸出券	住所の変更が必要です。図書貸出券と新しい住所のわかる書類を持参し、変更手続を行って下さい。	期限なし	図書館 (089)964-3414
児童扶養手当証書	新しい住所に変更しますので、変更手続を行って下さい。 (持参品) ・印鑑 ・各種手帳、受給者証、証書	期限なし	東温市役所1階 社会福祉課 (089)964-4406
ひとり親家庭等医療費受給者証			
重度心身障害者医療費受給者証			
障がい者手帳 (身体・療育・精神)			
自立支援医療(精神・更生・育成)受給者証			
福祉サービス受給者証			
地域生活支援サービス受給者証			

#### ◆自分で住所変更の手続をしていただくもの (市役所以外)

市役所以外の機関に対する各種のお手続については、関係官公庁・団体等にお問い合わせ下さい。

なに (事項)	どうする (手続や対応)	いつまでに (期 限)	どこで (問合せ先)
不動産登記簿 (所有者名義人の住所)	必要な時に登記申請書、認印、住民票を持参し、変更登記を申請して下さい。	期限なし	松山地方法務局 砥部出張所 (089)962-2140
法人登記 (本店・支店の所在地、 代表者の住所変更)	登記申請書、住所変更証明書、届出印を持参し、変更手続を行って下さい。	速やかに	松山地方法務局 松山(本局) (089)932-0888



なに (事項)	どうする (手続や対応)	いつまでに (期 限)	どこで (問合せ先)
運転免許証	(持参品) 運転免許証 住民票の写し	速やかに	松山南警察署 (089)958-0110  運転免許センター (089)934-0110
自動車検査証	直接お問い合わせ下さい。	速やかに	愛媛運輸支局(普通車) (050)5540-2076  軽自動車検査協会 愛媛事務所(軽自動車) (050)3816-3124
国民年金の受給者 厚生年金の受給者	住所変更届を郵送	速やかに	松山東年金事務所 (089)946-2146
共済年金の受給者	各共済組合にて確認 願います。 (住所変更届を郵送)	速やかに	各共済組合
厚生年金の加入者 共済年金の加入者	直接お問い合わせ下さい。	速やかに	勤務先に
電力会社 ガス会社 電話会社 電気通信会社 保険会社 金融機関 他	それぞれの事業者によって対応が異なりますので、該当する事業者にお問い合わせ下さい。		

## 8. 登記関係書類の取得について

換地処分公告に伴い、翌日の12月1日(土)から翌年の2月頃まで登記閉鎖となり、土地及び建物の登記事項証明書や公図等が取得できなくなります。また、一般の登記申請が原則停止されますので、ご注意ください。

■その他ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

〒791-0292 愛媛県東温市見奈良530番地1

東温市志津川土地区画整理組合

事務局：東温市 都市整備課

TEL 089-964-4412（直通）

FAX 089-964-4447

（窓口：午前8時30分から午後5時15分まで。土日、祝日及び年末年始を除く）